

第11章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、自動車、情報通信その他の分野において、基礎製造工程（PPB）と呼ばれる生産工程（一定の部品の製造及び最終製品の組立て）を国内で実施することなどを要件として、製品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入しており、輸入品と国産品の間に実効税率の相違が生じている。

2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税（IPI）を現在の税率に加えて30%追加することを発表（同年12月から有効）したが、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車は、追加の工業製品税が免除された。2012年10月に発表された新たな自動車政策（イノバル・アウト）は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下でIPIを最大30%減税可能とするものであった。

<国際ルール上の問題点>

上記のような税制恩典措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに関税の大幅減免を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するイン

センティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバル・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ産の自動車のみ自動減税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。

したがって、GATT第1条（最恵国待遇義務）、第3条（内国民待遇義務）及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条（b）に抵触する。

<最近の動き>

我が国は、2014年12月にEUが、ブラジルの措置（自動車政策や、情報通信技術分野への優遇税制措置のみならず輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象）について、先行してパネル設置要請していたDSケースに第三国参加する¹とともに、2015年7月、自らもブラジルに対してWTO協議要請を行い²、同年9月、パネル設置を要請、同月、パネルが設置された（EUのパネル審理手続と統合）。

2017年8月30日、パネルは我が国及びEUの主張を受入れ、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT第1条（最恵国待遇義務）、第3条（内国民待遇義務）及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条（b）に不整合と判断した。また、輸出企業に対する税制恩典措置についても、我が国及びEUの主張を受入れ、補助金協定第3.1条（a）に不整合と判断した。

ブラジルはパネルの判断を不服として上訴し、

¹ EUが申立国となった事案については、2019年版134頁参照

² 協議要請前の二国間、多国間での協議の経緯については2017年版172頁参照。

2018年12月、上級委員会報告書が公表された。上級委員会は、パネル報告書を概ね支持し、自動車及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT第3条（内国民待遇義務）に不整合として措置の是正・撤廃を、また、禁止補助金（補助金協定第3.1条(b)、第3.2条）については遅滞なく廃止するよう勧告した。他方、情報通信分野の税制恩典措置の一部、自動車政策における国内製造工程要件について国産品優先補助金に該当するとのパネル判断、また、輸出企業に対する税制恩典措置が補助金に該当するとのパネル判断を覆した。上級委員会報告書に基づき、ブラジルに対しては、禁止補助金の遅滞なく廃止、及びWTO協定違反の措置の是正が勧告された。

2019年1月、ブラジルは履行の意思を表明し、日本との間で、違反措置について2019年12月31日まで（禁止補助金と認定された一部の措置については同年6月21日まで）に是正することで合意した。

2020年1月のDSB会合において、ブラジルは、上級委員会報告書の採択時に、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置の一部は既に失効しており、残存するのは情報通信機器及び半導体に対する税制恩典措置（Informaticsプログラム及びPADIS）のみであったとしたうえで、2019年12月に上記2プログラムの改正法（法13,969）が制定され履行期限内に履行を完了したことを宣言した。また、禁止補助金についても、協定不整合とされたものについては、すべて撤廃又は代替措置の導入を実施した旨宣言した。

しかし、履行のための改正法により導入されたブラジルの情報通信機器、及び半導体に対する新たな税制恩典措置がWTO協定に整合的であるかに疑義があることから、我が国は引き続きブラジルの履行状況について情報収集するとともに、WTO協定に整合しないとされた措置が速やかに是正されるよう注視していく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

ブラジルにおいては、特許等の産業財産権のライセンス契約や、ノウハウの提供を含む技術移転契約に関し、(1)ロイヤルティ収入を海外に送金する場合、(2)同契約に第三者に対する対抗力を生じさせる場合、(3)税控除を受ける場合、ブラジル産業財産庁(INPI)への登録(契約審査)が必要とされている。また、INPIによる契約審査においては、ロイヤルティ料率や秘密保持期間について指示がされることや、技術移転契約の契約期間は通常5年(10年までの延長が認められることもある)しか認められないことがあることが、これまで確認されている。

<国際ルール上の問題点>

ロイヤルティの海外送金を受けるためにライセンス契約等をINPIに登録する必要のある企業の多くは外国企業である。したがって、主として外国企業による契約を対象とする登録制度を設け、ロイヤルティ料率や契約期間といった企業間の契約内容に政府が介入することは、事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課されている可能性がある。かかる制度を要求する合理性の有無や、現実の運用における不利益の内容・程度の精査は必要であるが、不合理又は運用上過度の規制となっていれば、当該登録制度は、TRIPS協定第3条の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

2013年10月の第1回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会において、海外技術移転契約の期限を撤廃すること、操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また、移転価格税制について、各製品の税率算定基準を明確化すること等の要請を行い、各課題について専門的な議論の場を設けることが決定された。その後、2014年9月の第2回委員会や、2016年2月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の中間会合においても、日本側より海外技術移転契約に対する制度運用について改善要望がなされ、両国間で引き続き協議していくこととなった。

2017年4月には、INPIはライセンス契約等の

登録実務を簡素化する INPI 規則 70/2017 号を公表・施行（施行日：2017 年 7 月 1 日）し、同規則の施行直後には、INPI は更に登録手続に関するガイドラインを含む決議 199/2017 号を發布している。同規則第 13 条によれば、登録証明書には、「INPI は、会計法、税法及び外国資本法の観点から契約を審査していない」旨の記載や、「宣言された契約金額」、「宣言された契約期間」等が記載されることとされているところ、契約の当事者が契約金額（ロイヤルティ料率）や契約期間を自由に決定できることが示唆された。一方、同規則及びガイドラインにおいても、政府が当事者間の契約内容に介

入しないことや、ノウハウのライセンス契約について明確化されなかった。2022年12月に公表された当該登録手続を簡素化する新たな審議では、INPI がロイヤルティの海外送金額の上限を定める権限を持たないことが強調された。関係会社ではない会社間においては、既に上限規制が撤廃されていたが、新しい規定のもとでは、全ての会社が上限規制の対象外となる。

INPI による契約審査及びその運用が、TRIPS 協定に整合的であるかについて、引き続き注視していく。